

地域安全ニュース

池田地区防犯協会
池田警察署 572-0110
みんなでつくろう
安心の街

特殊詐欺に注意!

池田警察署管内でも

昨年2014年に発覚した道内の振り込め詐欺などの特殊詐欺被害件数は259件(前年+42件)・被害総額約12億5千万(前年+約3億7千万円)と、大幅に増加しています。

被害件数のうち約半分が架空請求詐欺被害でした。一度に多額に要求できるため、郵便や宅配便で現金を送らせる「送付型」が増えており、より巧妙化した詐欺グループの手口が、被害額を押し上げる事態となっています。

今年に入ってから、池田警察署管内でも、詐欺事件が発生しています。手口は様々で「自分はだまされない」と思っている人でも、被害に遭っています。電話の相手が本物なのかどうか、常に『疑ってかかる』ということが必要です。

犯罪発生状況

●窃盗

【池田町】

・1月30日午前中、町内の給油所から現金が盗まれた。

【浦幌町】

- ・12月13日早朝から深夜までの間、住吉町にある一般住宅から、現金が盗まれた。
- ・1月15日夕方から翌16日早朝までの間、活平にある畑内に駐車中の中型貨物自動車から、バッテリー2台が盗まれた。



●器物破損

【池田町】

- ・12月23日午前中、利別の歩道上にあった、会社車両の一部が破損された。
- ・1月5日日中、池田駅付近を走行中のJR車両にて、背面テーブルが破損された。
- ・1月13日早朝から日中までの間、町内の公共施設トイレで、便座が破損・壁が焼損された。

『フィルタリング』対策を!

入学や進学に伴い、お子さんに携帯電話やスマートフォンをとお考えのご家庭もあるかと思いますが、使う際には、犯罪に巻き込まれる危険性があることをよく理解し、不適切なサイトやアプリを制限する『フィルタリング設定』を必ず行いましょう。

駐在だより
はるにれ
～みんなで築こう 安全で安心な大地～
http://www.ikedaya-police.pref.hokkaido.jp
作成: 近藤 卓

池田警察署 572-0110
茂岩駐在所 574-2013
豊頃駐在所 574-2151
大津駐在所 575-2002

落ち着こう 振り込む前に 相談を

～特殊詐欺の被害に遭わないために～

- ◎現金は、現金書留以外では送付できません。
「ゆうパック、レターパック、宅配便で送って」は詐欺です。
- ◎ATM操作で還付金を受け取ることはありません。
「ATMから携帯で電話して」は詐欺です。
- ◎「必ず儲かる」等のうまい話はありません。
「ロト6等の当選情報がある」は詐欺です。
振り込む前に、送付する前に、手渡す前に、警察相談電話#9110へ連絡してください。

特殊詐欺撲滅のための

騙された振り込め詐欺への捜査協力依頼

初めての相手等から不審な電話がかかってきた場合は、
・電話番号、口座番号、現金の送り先などを聞き出す。
・電話機の録音機能などで犯人との会話を録音する。
ようお願いします。
そして、すぐに
・「110番」「#9110」に電話をする。
・最寄りの「警察署」「駐在所」に電話をする。
等の情報提供をお願いします。

少年非行・犯罪被害防止

～さしのべる 手のぬくもりを どの子にも～

【少年向け】

- ◎万引きは犯罪!
自ら万引きをすることはもちろん、万引きの見張りをする、万引きを命令する、盗んだものをもらうことは、自分が万引きをしていなくても犯罪です。
- ◎インターネットには危険がいっぱい!
インターネット上には様々なサイトがあり、犯罪に巻き込まれることがあります。
- ◎断る勇気! ストップ薬物
薬物に誘われても「絶対手を出さない」という断る勇気を持ちましょう。
- 【少年向け】
◎非行防止は家庭から!
親子の会話や家族団らんに心がけ、子どもが家に安らぐことができる家庭を作りましょう。
- ◎子供の携帯電話にはフィルタリングの設定を!
有害サイトへのアクセスを制限するフィルタリングを設定しましょう。

下半期分の申請を忘れずに!

平成26年度町外通勤者助成金交付事業

本制度は、町内に居住し町外の職場へ通勤する若者に月額5千円の豊頃町商品券を支給する制度です。

助成金交付申請は、下半期(平成26年10月～平成27年3月)分は3月末日までとなっておりますので、次の要件をご確認のうえ、手続き願います。

☆ 申請に必要な書類

- ① 町外通勤者助成金交付申請書
 - ② 雇用証明書(任意様式)
 - ③ 町税等納入状況調査承諾書
 - ④ 町外通勤者勤務状況証明書
- ※ ①、③、④は、町企画課備え付けの様式を使用してください。
※ ④は、通勤実績で証明してください。(「通勤見込み」では不可)
(特に3月分の通勤実績については、証明日との整合性にご注意ください。)
※ 平成26年度上半期申請者の方で勤務先に変更がない場合は、②の提出は必要ありません。



☆ 申請書類の提出先

申請に必要な書類は、町企画課町づくり推進係(担当:吉田、滝沢)へ直接または電話で請求してください。

☆ 申請期間

下半期分:平成27年3月末日まで

☆ 対象要件

- ① 本町に居住している方
 - ② 昭和58年4月2日～平成8年4月1日生まれの方
 - ③ 町外通勤日数が10日以上の方が3か月以上ある方
 - ④ 通勤者および同居家族が町税その他町に対する債務を滞納していない方
 - ⑤ 高等学校、専門学校、大学等に在学していないこと
- ※ 申請要件の通勤月数3か月以上を上半期のみで満たしていない方であっても、下半期と合算し申請することも可能です。



☆ 助成基準日

助成を受けようとする方は3月15日(下半期)に対象要件を満たしていること。

☆ 助成金額

月額5千円分の豊頃町商品券を支給します。勤務実績に応じて支給月数が変わります。

問合せ先

役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216
http://www.toyokoro.jp/docs/2013030400045/